

令和3年度
「ポイ捨て」に関する調査
報告書

令和4年3月
環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

目次

はじめに～本調査について～	1
1. ポイ捨てについての調査及びポイ捨てを規制する条例等制定の有無	2
2. 条例等に規定された行政機関による措置の内容	4
3. 罰則規定の有無	5
4. 条例等に基づく措置・罰則規定の適用事例の有無	5
5. 措置・罰則規定の適用事例	6
6. 条例等の施行による課題の内容	6
7. 条例等の施行以外で効果のあった施策等	7

はじめに～本調査について～

(1) 調査目的

近年、空き缶、紙くず、プラスチックごみ、たばこの吸い殻その他のごみを、回収容器及び定められた場所以外にみだりに捨てる行為（以下「ポイ捨て」という。）の問題に対応するため、生活環境の保全や公衆衛生の確保等を目的とした条例を制定する自治体が多くある。

本調査は、各市区町村における対応事例等の把握を目的として、令和元年度に行われた「ポイ捨て」に関する調査（以下「前回調査」という。）の項目を一部変更し、令和3年度に下記のとおり実施したものである。

(2) 調査対象

全国 1741 市区町村

(3) 調査方法

各都道府県の協力の下、同都道府県管内の全ての市区町村に対してアンケート調査を実施し、その結果を取りまとめた。

(4) 調査時点

令和3年11月末時点

(5) 回答状況

回答市区町村数：1741（回答率 100%）

1. ポイ捨てについての調査及びポイ捨てを規制する条例等制定の有無

ポイ捨てされたごみの量を調査していると回答した市区町村は155と、全体の約9%であった(図1)。また、ポイ捨てを規制する条例等(以下「条例等」という。)の制定状況については、「制定済み」が1,080市区町村(前回調査比+6市区町村)と全体の約62%(前回調査比±0%)、「制定無し」が660市区町村、全体の約38%という結果であった(図2)。また、条例等を制定している市区町村の割合を、都道府県単位でみると表1のとおりとなり、都道府県によって制定状況に顕著な差が見られる。なお、条例の施行日については表2のとおりである。

図1 ポイ捨てごみの量の調査実施有無

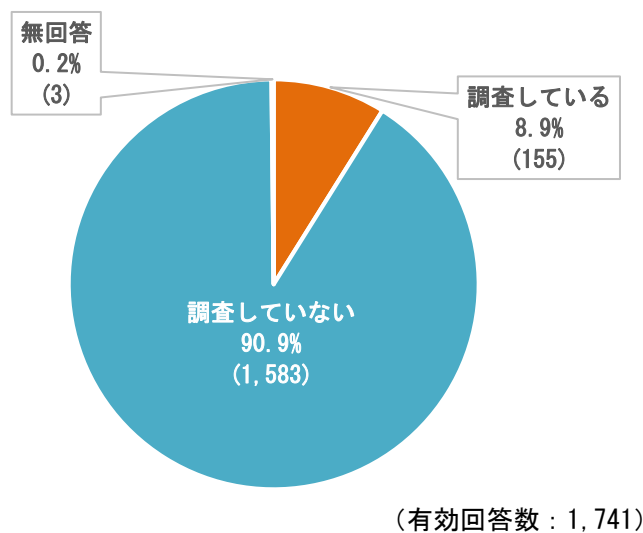


図2 条例等制定の有無

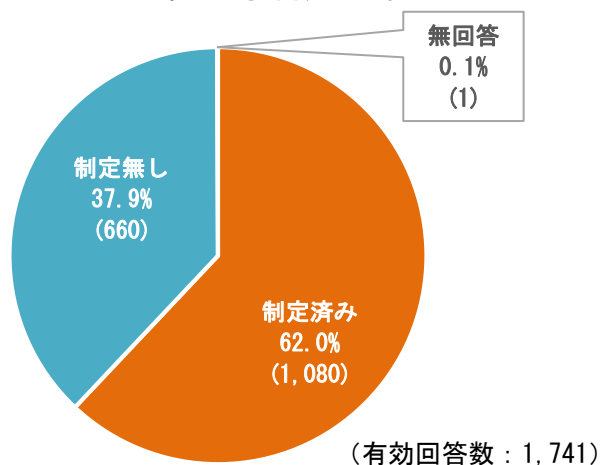


表 1 都道府県別条例等制定状況

都道府県名	条例制定有り	総市区町村数	割合
香川県	17	17	100.0%
富山県	14	15	93.3%
茨城県	41	44	93.2%
千葉県	49	54	90.7%
岐阜県	38	42	90.5%
大阪府	37	43	86.0%
長崎県	18	21	85.7%
神奈川県	28	33	84.8%
山口県	16	19	84.2%
栃木県	21	25	84.0%
愛知県	45	54	83.3%
大分県	15	18	83.3%
東京都	51	62	82.3%
福岡県	49	60	81.7%
滋賀県	15	19	78.9%
広島県	18	23	78.3%
岡山県	21	27	77.8%
新潟県	23	30	76.7%
三重県	22	29	75.9%
石川県	14	19	73.7%
熊本県	32	45	71.1%
埼玉県	44	63	69.8%
鹿児島県	30	43	69.8%
兵庫県	27	41	65.9%
静岡県	22	35	62.9%
宮崎県	16	26	61.5%
佐賀県	12	20	60.0%
宮城県	20	35	57.1%
群馬県	20	35	57.1%
長野県	44	77	57.1%
福島県	32	59	54.2%
徳島県	13	24	54.2%
京都府	14	26	53.8%
山梨県	14	27	51.9%
鳥取県	9	19	47.4%
島根県	9	19	47.4%
和歌山県	14	30	46.7%
奈良県	18	39	46.2%
愛媛県	9	20	45.0%
山形県	15	35	42.9%
沖縄県	17	41	41.5%
秋田県	9	25	36.0%
福井県	6	17	35.3%
高知県	12	34	35.3%
北海道	54	179	30.2%
青森県	11	40	27.5%
岩手県	5	33	15.2%

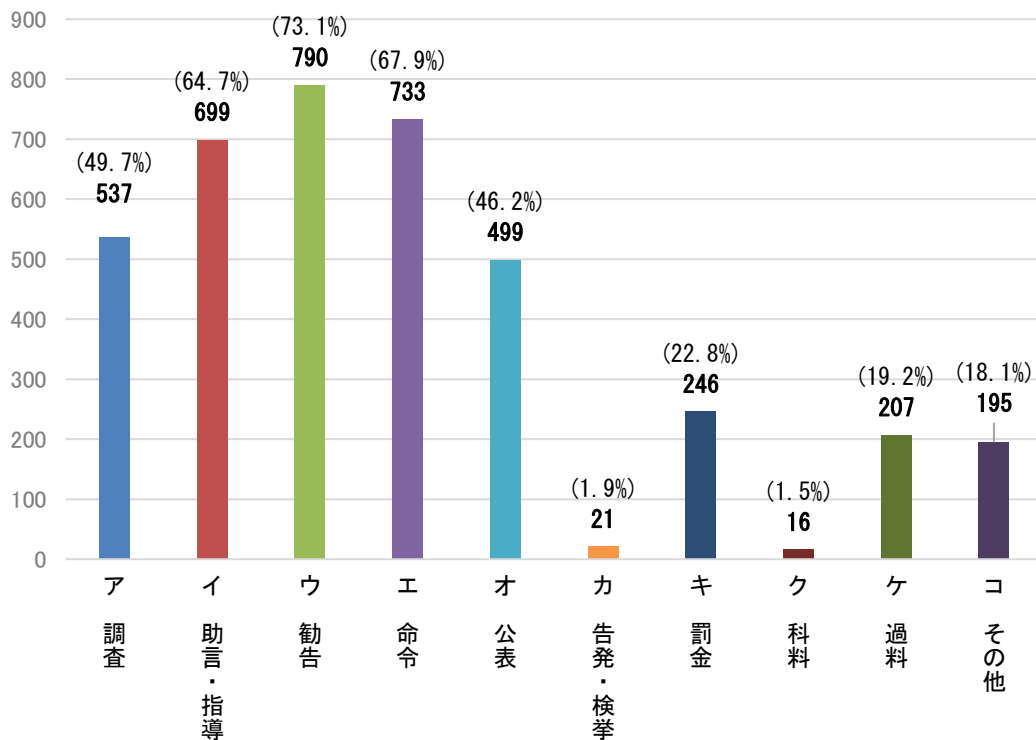
表2 条例等の施行日

施行日	回答数	割合
平成29年度以前	984 / 1,080	91.1%
平成30年度	29 / 1,080	2.7%
令和元年度	21 / 1,080	1.9%
令和2年度	32 / 1,080	3.0%
令和3年度	14 / 1,080	1.3%

2. 条例等に規定された行政機関による措置の内容

条例等に規定されているポイ捨て等を行った者への措置・罰則の内容として、最も多かったものは「勧告」、次いで「命令」、「助言及び指導」であった(図3)。「その他」としては、「協力・要請」、「始末書、誓約書の徴収」、「代執行」等の回答がみられた。

(件) 図3 条例等に規定された措置・罰則 (*複数回答可)

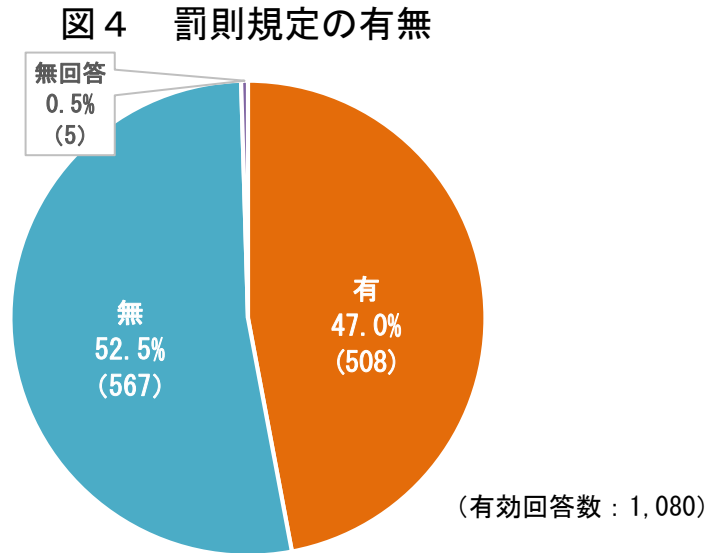


(注) 条例等を制定している市区町村数(1,080)を100%とした。

(注) キ、ク及びケは、いずれも「ポイ捨て行為を行った者に対する措置」を指す。

3. 罰則規定の有無

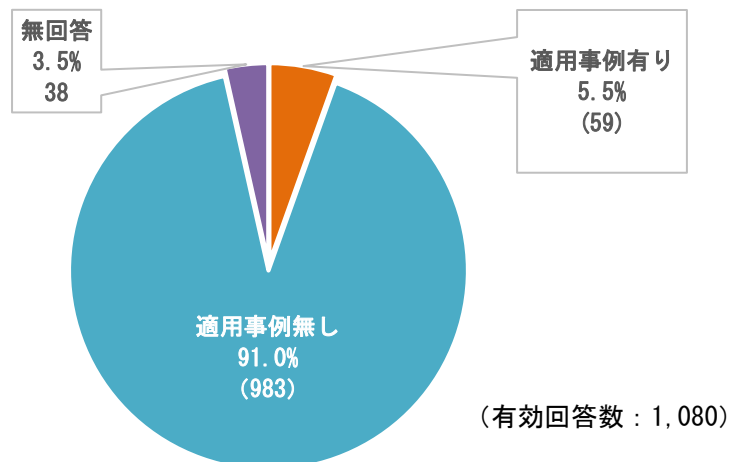
条例等を制定している1,080市区町村のうち、条例等において罰金、科料又は過料の罰則規定を設けているのは508市区町村で、全体のほぼ半数であった（図4）。



4. 条例等に基づく措置・罰則規定の適用事例の有無

条例等を制定している1,080市区町村のうち、調査年度を含む直近5年度の期間において、条例等において規定された措置・罰則（図3で示した措置）を実際に適用した事例があるのは59市区町村で、全体の約6%であった（図5）。

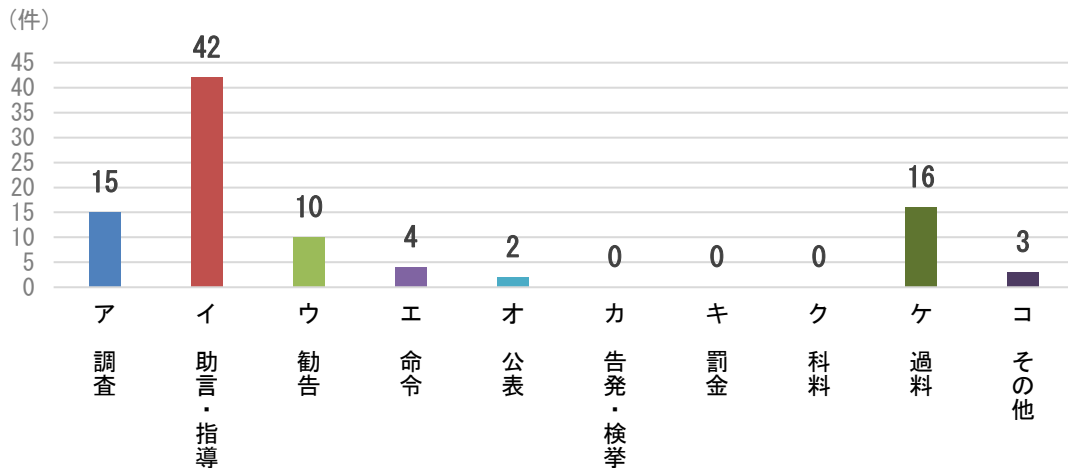
図5 措置・罰則規定の適用事例の有無



5. 措置・罰則規定の適用事例の内容

調査年度を含む直近5年度の期間において、条例等において規定された措置・罰則（図3で示した措置）を実際に適用した事例があると回答のあった市区町村において、最も多かったのは「助言及び指導」であり、次いで「過料」、「調査」、「勧告」であった（図6）。

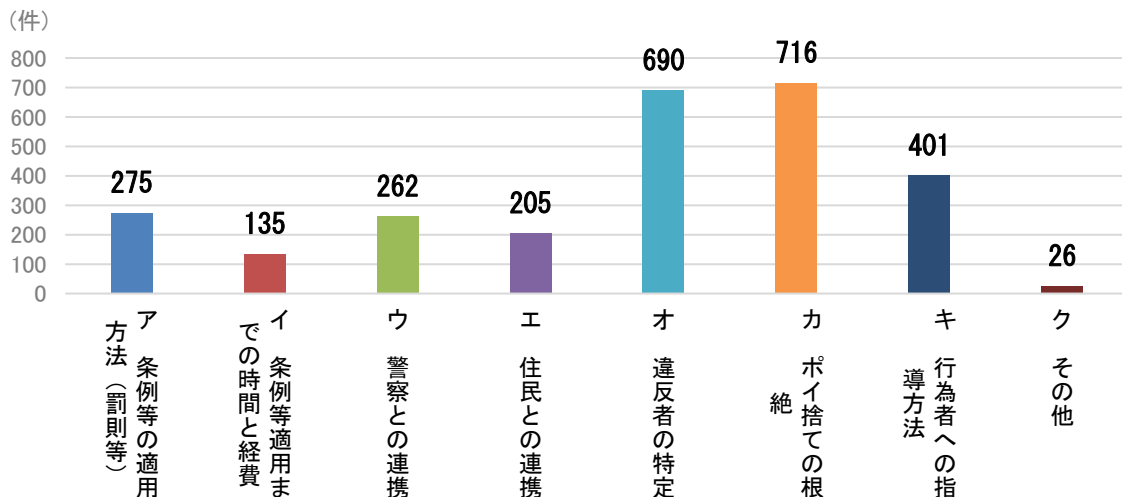
図6 措置・罰則の適用事例の内容（*複数回答可）



6. 条例等の施行による課題の内容

条例等の施行による課題の内容として最も多かったのは「ポイ捨ての根絶」であり、次いで「違反者の特定」、「行為者への指導方法」となっている。「その他」としては、「外国人・観光客対策」、「市民等のモラルの向上」等の回答があった（図7）。

図7 条例等の施行による課題の内容（*複数回答可）



7. 条例等の施行以外で効果のあった施策等

条例等の施行以外で効果のあった施策等について 236 件の有効回答があった。下記表 3 は、当該回答を内容毎に分類し、回答の一部を抜粋したものである。

表 3 条例等の施行以外で効果のあった施策等

分類	件数	具体例（一部抜粋）
看板の設置	131 件	<ul style="list-style-type: none"> ・横断幕、懸垂幕、路面標示、電柱表示板等による路上喫煙やポイ捨て防止啓発看板の設置 ・ポイ捨て禁止看板の窓口配布の実施
カメラの設置	57 件	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外用赤外線監視カメラの設置による原因者の特定と指導 ・ダミーカメラの設置
看板、カメラ以外の設置	23 件	<ul style="list-style-type: none"> ・路上・路面へのポイ捨て禁止啓発ステッカーの貼り付け ・公共のごみ容器の設置 ・不法投棄多発箇所への不法投棄防止ネット・ロープの設置 ・ミニ鳥居の設置
周知活動等	30 件	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌への記事の掲載。ホームページ等での情報提供。 ・ポイ捨て等があったことや、監視カメラを設置したことを新聞記事として取り上げてもらうことにより、警察、市などが監視の目を光らせていることをアピールしたところ、減少した。 ・ポイ捨て禁止の表示物（ポスター、ステッカー等）注意喚起、啓発の業務委託を実施している。 ・即効性の効果を得るため、ツイッターを利用している。緊急なお知らせの周知には一定の効果が得られていると思われる。 ・条例に関する外国語（英語、中国語、ベトナム語）のリーフレットを作成し、外国人への条例の周知啓発に活用している。
パトロールの実施	64 件	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週 2 回のパトロール等の実施による、ポイ捨ての未然防止 ・路上喫煙等防止指導員による巡回
市民連携等	51 件	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアで清掃活動を行う市民等に対して、活動に必要なごみ袋の給付や火ばさみの貸与の支援を行っている。 ・スマートフォンアプリを活用した市民からの不法投棄・ポイ捨て情報の収集
一斉清掃等による良好な環境維持	34 件	<ul style="list-style-type: none"> ・特定した郊外地箇所の法面草刈りの実施（特定箇所をきれいにするこによるポイ捨て抑制効果を期待） ・路上喫煙関係条例を制定し、啓発活動を行うとともに新たに喫煙所を設置することで、たばこの吸い殻については一定程度減少している。

※重複回答あり